

【悪魔】 有害図書指定についての東京都の条例改正が議論になっていそうですね。東京都が説明のための文書をホームページで公開しているようですが、何が問題なのですか？

【天使】 東京都議会に提出された条例案は、東京都青少年健全育成条例の改正案で、「子供への強姦等著しく悪質な性行為の対象として子供を描く漫画など」を、子どもが容易に見ることのできないよう、販売対象を18歳以上の者に限定することを主眼とするものだ。しかしながら、改正内容に関する情報がやや混乱し、児童ポルノ法との混同も生じたために、裸の人物が登場する漫画が創作できなくなるとか、所持自体が処罰の対象となるなどの誤った情報が流された結果、反対論が強く形成されるに到った部分があるようだ。他方で、一般論として、表現の自由を制限すること自体に対する批判が著名な漫画作家らを含めて大々的に行われたことから、条例案は継続審議となり、都が改正の趣旨説明を頻繁に広報する、という状況に到っている。詳細は都のホームページを見れば分かるが、漫画のキャラクターによる入浴や下着が見

悪魔と天使の 法学入門

筑波大学准教授 星野 豊

第40話

「不健全図書」の指定

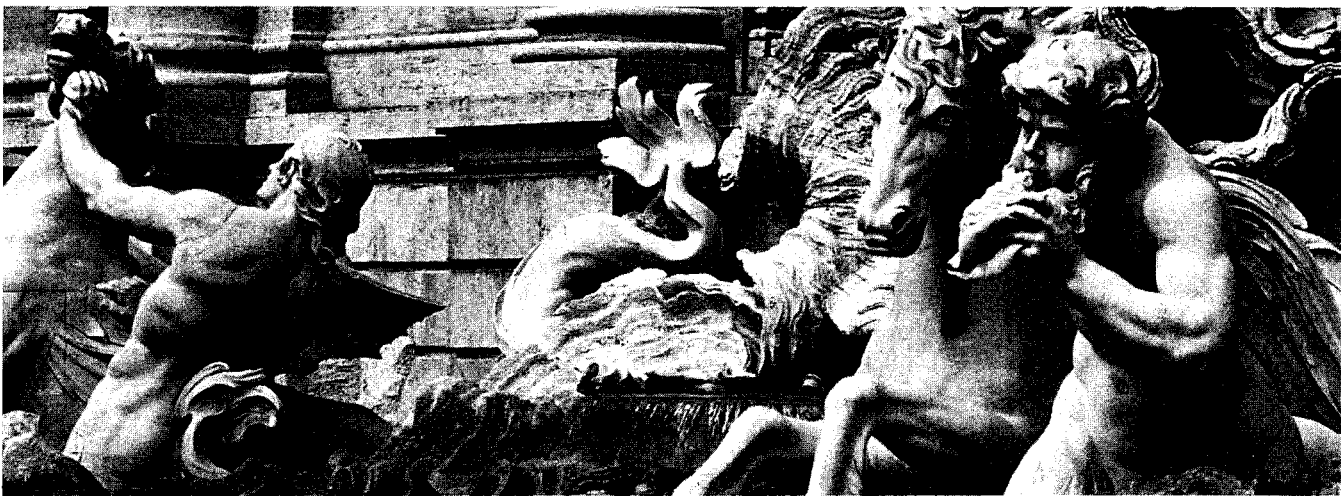
えるなどの特定の描写を示したうえで、これらは条例違反にならない、という説明まで行われているから、批判や問い合わせが相当多数に及んだことは疑いのないところだろう。

【悪魔】 まあ、児童ポルノ法は生身の子どもを保護するためのものですから、まさに「次元」が違う話だと思えますがね。でも、そもそもその話として、具体的な漫画の具体的なシーンを示して、これは大丈夫、という説明を都がしなければならぬようななら、規制の仕方自体にそもそも問題があるんじゃないですか？ 今の条例だって、決して分かりやすいものではないんじゃないでしょうか？

【天使】 現行の条例8条では、「内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの」と規定しているが、かなり抽象的であるとの感は否めない。しかしながら、この現行規定では、今回の改正案

で規制の対象とされている、「子供との悪質な性交場面の描写がある」ということには直ちに該当しない可能性があると考えられるほか、「子供への強姦等の悪質な性行為について、あたかも楽しいこと、許されるように描く漫画などは、これを読んだ子供の性的判断能力を歪めるおそれがある」という新たな指定基準を追加することで、より明確な規制の線引きを図ろうとするものであるとの説明がなされている。

【悪魔】 別に担当者の真意を疑うつもりはないんですが、それにしても、これだけ漠然とした今の規定ですら規制ができるかどうか怪しい範囲のものまで対象を広げようというのは、ちょっと無謀じゃないかと思うんですよね。それにしても、有害図書とか不健全図書とか言われる本や漫画は、本当に青少年に「有害」なものなんでしょうか？ 世の中に危ないものはたくさんあるわけで、大人になるまでにそれを区別できるように成長しなければならぬのなら、少なくとも現実の世界と違うことが明らかな漫画で危なさそうなものを見せておくことは、子どもにとって逆に必要なんじゃないやありませんか？



【天使】 それは青少年の性的好奇心の危険性を理解していない発言だ。現在の青少年は身体的な成長に比して合理的な判断能力が備わっていないとは必ずしも言えない分、商業主義や違法行為への関与や被害を受けやすい立場にある。従って、公的な立場から最小限度の規制をかけ、青少年の健全な育成を促すこと自体は、むしろ積極的に行われてしかるべきである。

【悪魔】 そんなに青少年は馬鹿じゃないと私は思いますね。性的好奇心の本質は、実態がよく分からないものに対する本能的な興味なんですから、不必要に隠したりするんじゃないやなくて、むしろ早いうちに大事なことで危ないことをきちんと教えておく必要があるはずですよ。第一、これだけ情報があふれ返っている今の世の中で、子どもの目に触れないようにしておくことができないわけじゃないでしょう。

まあ、これまでの日本では、まともな性教育自体が行われてこなかったわけですから、それで育った大人が、子どもに対して隠す以外の考えが浮かばないのは、仕方ないのかもしれないんですけどねえ。